

「福岡市スポーツ推進計画（仮称）」の策定について（案）

1 策定の趣旨、背景

- 福岡市では、平成 22 年に「福岡市スポーツ振興計画」を策定し、これまで同計画に基づいて様々な施策を展開してきた。
- 国においては、平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定され、平成 27 年 10 月にはスポーツ庁を設立。現在、令和 4 年度からの「第 3 期スポーツ基本計画」の策定に向けた検討が進められている。
- 少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、スポーツを取り巻く環境は変化してきている。
- そうした状況を踏まえ、ポストコロナの視点を踏まえながら、福岡市のスポーツ施策をより一層効果的、効率的に推進していくため、「福岡市スポーツ推進計画（仮称）」（以下、次期計画という）を策定するもの。

2 位置付け

スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく計画として位置付けるもので、国のスポーツ基本計画や福岡市総合計画等を踏まえ、本市のスポーツ施策を推進していく上での基本的な方向性を示すもの。

3 計画期間

令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間

4 基本的な考え方

「する」「みる」「ささえる」の観点から施策を推進していく基本的な考え方は、次期計画においても踏襲する。その上で、スポーツを取り巻く環境の変化や、国の第 3 期スポーツ基本計画における新たな視点等を踏まえ、今後 10 年間に推進する施策の基本的な方向性を整理する。

【視点】

- ポストコロナの視点
- あらゆる方がスポーツにアクセスできる社会の実現
- ライフステージに応じた施策の展開
- 子どものスポーツ機会の充実
- 民間企業や大学等との連携（ハード、ソフト、人材）
- 安全安心の確保 など

5 計画の構成イメージ

目標 1 誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり [する]

【施策の方向性（イメージ）】

- ・誰もがスポーツに親しめる機会の創出
- ・子どもがスポーツをはじめのきっかけづくり
- ・スポーツで地域のきずなづくり
- ・競技としてのスポーツの振興

目標 2 スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり [みる]

【施策の方向性（イメージ）】

- ・スポーツ観戦機会を増やす
- ・都市の活力・魅力を創出する

目標 3 持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり [ささえる]

【施策の方向性（イメージ）】

- ・スポーツ活動の場の充実
- ・多様な主体との連携推進
- ・スポーツ活動を支える担い手づくり
- ・スポーツ情報の充実・広報活動の推進

6 今後のスケジュール（予定）

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
◆議会報告	◇審議会 （素案）	◇審議会 （修正案）	◆議会報告	パブリック コメント	◇審議会 （答申案）	★策定 計画 公表
参考：国の第3期スポーツ基本計画策定						
◇中間報告案 パブリック コメント			★策定 計画 公表			